

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱第24条に基づき、
本事業の基本的事項を公表します。

基金の名称	畜産・酪農収益力強化総合対策基金
法人名	公益社団法人 中央畜産会
基金額(国庫補助金等相当額)	27,055百万円(27,055百万円)
基金事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・中心的な経営体等の施設整備等に対し補助を行う事業(補助率:1/2以内) ・中心的な経営体が機械装置を導入する場合に、畜産クラスター協議会又はリース事業者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部について補助を行う事業(補助率:1/2以内) ・収益力の向上のための新たな取組の成果の実証等を実施する事業(補助率:定額) ・畜産クラスターによる取組の全国的な推進を図るため、推進会議の開催、優良事例の調査、畜産クラスターコーディネーターの養成、畜産クラスター普及推進活動等の取組を支援する事業(補助率:定額) ・後継者不在経営体の経営資源等を経営継承者に円滑に継承するため、権利調整等の取組を支援する事業(補助率:1/2以内、定額) ・和牛肉の輸出拡大を図るため、肉用牛の繁殖雌牛を増頭する取組に対して増頭奨励金を交付する事業(補助率:定額) ・都府県酪農の生産基盤を強化するため、乳用後継牛を増頭する取組に対して増頭奨励金を交付する事業(補助率:定額) ・酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保、和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大等の取組を支援する事業。 ・肉用牛経営・酪農経営の連携の下、受精卵移植による乳用牛由来の肉用牛の生産・利用を促進する取組を支援する事業(補助率:1/2以内、定額) ・肉用牛経営及び酪農経営における代謝の状況等を把握するための血液検査や早期妊娠診断を行うための超音波診断等の新たな畜産技術を活用した繁殖性の向上等を図る取組を支援する事業(補助率:1/2以内、定額) ・種豚生産経営等における飼料の利用性及び肉質を測定するための機器、飼養衛生管理の高度化を図るための機器並びに凍結精液の製造に必要な機器の導入等の取組を支援する事業(補助率:1/2以内、定額) ・家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための家畜の生産性データ等の収集・分析、技術指導、現地講習会等の取組を支援する事業(補助率:定額)
基金事業を終了する時期	未定
基金事業の目標	<p>我が国の畜産・酪農は、TPP11協定、日EU経済連携協定に続き、日米貿易協定が発効されたことに伴い、新たな国際環境の下で収益力や生産基盤の強化を図っていく必要がある。</p> <p>一方、TPP等の効果を最大限に発揮するために改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和元年12月5日TPP等総合対策本部決定)においては、農林水産業の体質強化対策の一つとして「畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進」が位置付けられ、その中で「畜産クラスター事業による中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充」を図ることとされた。</p> <p>本事業では、改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に即して畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進していくため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、経営基盤継承の推進、肉用牛及び乳用牛の増頭の奨励、優良な乳用後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛の生産拡大、畜産環境対策の推進等、地域一体となって行う取組を支援する。</p>
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ①畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業:農林水産省及び中央畜産会ホームページで公表 ②畜産・酪農生産力強化対策事業:中央畜産会ホームページで公表
申請期限	<ul style="list-style-type: none"> ①畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業:農林水産省及び中央畜産会ホームページで公表 ②畜産・酪農生産力強化対策事業:中央畜産会ホームページで公表
審査基準及び審査体制	事業実施要綱・要領による。